検討のためのたたき台・その 2 〔統合改訂版〕

(保釈中若しくは勾留執行停止中の被告人又は実刑判決が確定した者の逃亡を防止して,公判期日への出頭及び刑の執行を確保するための罰則の整備)

保釈中若しくは勾留執行停止中の被告人又は実刑判決が確定した者の逃亡を防止して、公判期日への出頭及び刑の執行を確保するための罰則の整備

1 考えられる制度の枠組み

(1) 公判期日への不出頭の罪【第1-3関係】

保釈され又は勾留の執行を停止されている被告人が、裁判所から召喚を受け、正当な理由なく、公判期日に出頭しない場合の罰則を設ける。

- (2) 被告人による公判期日外の出頭・報告命令違反の罪【第1-1関係】 保釈され又は勾留の執行を停止されている被告人が、裁判所の命令に違反 して、正当な理由なく、出頭せず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告を した場合の罰則を設ける。
- (3) 勾留執行停止期間満了後の不出頭の罪【第1-3関係】 勾留の執行を停止された被告人が、その執行停止の期間が満了した後、正 当な理由なく、出頭すべき場所に出頭しない場合の罰則を設ける。
- (4) 保釈又は勾留執行停止の取消後の不出頭の罪【第1-3関係】 保釈又は勾留執行停止を取り消された被告人が、検察官から指定の日時及 び場所に出頭することを求められ、正当な理由なく、当該日時及び場所に出 頭しない場合の罰則を設ける。
- (5) 刑の執行のための呼出しに係る不出頭の罪【第3-2関係】 刑が確定した者が、刑事訴訟法第484条前段(同法第505条において 準用する場合を含む。)の規定による呼出しを受け、正当な理由なく出頭しな い場合の罰則を設ける。
- (6) 単純逃走罪【第1-4関係】

を単純逃走罪(刑法第97条)の処罰の対象とする。

(7) 監督者による出頭・報告命令違反の罪【第1-2関係】 監督者が、裁判所の命令に違反して、正当な理由なく、出頭せず、若しく は報告をせず、又は虚偽の報告をした場合の罰則を設ける。

2 検討課題

- (1) 上記1(1)から(5)までの罪について
 - 上記1(1)の罰則を設けることとした場合においてもなお、上記1(2)から

- (4)までの罪を設ける必要はあるか
- 法定刑は、どのようなものとするか
- (2) 単純逃走罪(上記1(6)) について
 - 同罪の主体について、どの範囲の者とするか。その場合の理由は、どのようなものか。

(例)

- ① 勾留状, 勾引状又は収容状の執行を受けたが, 刑事施設等に収容される 前の被疑者, 被告人又は刑確定者
- ② 逮捕状により逮捕され、又は緊急逮捕されて(逮捕状の発付後)、刑事施設等に留置される前の被疑者、留置中の被疑者
- ③ 勾引状の執行を受けた証人
- ④ 更生保護法の引致状の執行を受けたが、刑事施設等に留置される前の者
- ⑤ 少年法の同行状の執行を受けたが、少年院又は少年鑑別所に収容される前の少年
- ⑥ 現行犯人逮捕され、又は緊急逮捕されて(逮捕状の発付前)、刑事施設 等に留置される前の被疑者、留置中の被疑者
- ⑦ 更生保護法の規定により刑事施設等に留置中の者
- ⑧ 少年法の規定により保護処分として少年院に収容中の少年や観護措置と して少年鑑別所に収容中の少年
- 法定刑は、どのようなものとするか
- (3) 監督者による出頭・報告命令違反の罪(上記1(7)) について
 - 罰則を設ける必要性・相当性はあるか
 - どのような場合を出頭・報告命令違反とすべきか
 - ・ 被告人が出頭し、監督者が出頭しなかった場合
 - ・ 監督者が出頭し、被告人が出頭しなかった場合
 - 法定刑は、どのようなものとするか